

# 国民健康保険からお知らせ！

## 平成27年1月から 高額療養費制度が一部改正されます

■問い合わせ 住民課保険班 TEL 78-3113 (内119)

### ▼平成27年1月からの70歳未満の人の所得区分と限度額

今まで3段階だった所得区分が5段階に細分化され、限度額も所得要件に応じた金額になります！同じ人が同じ月内に一医療機関に支払った自己負担限度額が下表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。認定証（申請により交付）を提示することにより、外来・入院とも個人単位で一医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。

【平成27年1月から】

自己負担限度額（月額）		
所得区分	3回目まで	4回目以降
所得が901万円を超える	525,600円+ 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
所得が600万円を超え901万円以下	167,400円+ 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
所得が210万円を超え600万円以下	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
所得が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※過去12ヶ月以内に同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

◆計算例◆平成27年1月からの自己負担額	<p>所得区分 210万円を超え 600万円以下 の場合</p> <p>50歳の人が入院して一医療機関で医療費が100万円かかった ●自己負担割合は3割なので自己負担分は30万円 ●限度額は80,100円+ (100万円 - 267,000円) × 1% = 87,430円</p>
限度額適用認定証を提示した場合	<p>認定証を提示した場合は、窓口の支払額が限度額までとなりますので窓口の支払いは87,430円となります。 ※100万円 - 87,430円 = 912,570円は国保が負担します。</p>
限度額適用認定証を提示しなかった場合	<p>認定証を提示しなかった場合は、窓口で3割の自己負担分をいったん支払うこととなりますので、30万円を窓口で支払うこととなります。 国保に申請して認められれば、 30万円 - 87,430円 (限度額) = 212,570円が後で支給されます</p>



12月10日（水）、警察とふれあうことで交通安全・防犯の意識を高める「ふれあい安全教室」が津奈木小学校グラウンドで開催されました。当日は全校児童216人がグラウンドに集まり、水保警察署の警察官11人から逃げる鬼ごっこと全校児童で警察官を追いかけ、体に付けられた10本のテープをとる「しっぽ取りゲーム」が行われました。鬼ごっこは信号が赤になると逃げる範囲が狭くなる特別ルールで行われ、児童たちは警察官が追ってくるのをスルスルと巧みにかわしていました。最後には、警察官が交通安全と防犯の心得を話すと児童たちは真剣な眼差しで聞いていました。

追って！追われて！  
鬼ごっこ  
相手はなんと警察官



1. 警察官から逃げる鬼ごっこ。警察官は速かった／2. 今度は警察官を追いかける！警察官はバテバテでした／3. 最後には防犯に関するお話がありました／4. 先生の合図で一斉に走り出す警察官／5. 帰るときには、警察官とハイタッチ！／6. 全力で逃げる！全力で追う！／7. 憧れの警察官と話すことができました